

# 令和5年第2回水戸市議会定例会議案

|           |   |    |
|-----------|---|----|
| 市議会議案第49号 | 水戸市市税条例の一部を改正する条例   | 1  |
| ゝ 第50号    | 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例                                     | 5  |
| ゝ 第51号    | 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例                         | 7  |
| ゝ 第52号    | 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例   | 11 |
| ゝ 第53号    | 指定管理者の指定について（児童遊園）  | 13 |
| ゝ 第54号    | 市道路線の認定及び廃止について   | 15 |
| ゝ 第55号    | 南消防署緑岡出張所改築工事請負契約の締結について                                      | 29 |
| ゝ 第56号    | 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の変更について          | 31 |
| ゝ 第57号    | 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）   | 33 |
| 報 告 第12号  | 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）                              | 35 |
| ゝ 第13号    | 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）          | 37 |
| ゝ 第14号    | 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）          | 41 |
| ゝ 第15号    | 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）      | 43 |
| ゝ 第16号    | 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）     | 45 |
| ゝ 第17号    | 専決処分について（新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例） | 47 |
| ゝ 第18号    | 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第12号））                              | 49 |
| ゝ 第19号    | 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号））                               | 53 |
| ゝ 第20号    | 専決処分について（令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号））                               | 57 |
| ゝ 第21号    | 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）                                   | 61 |
| ゝ 第22号    | 専決処分について（水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）   | 63 |
| ゝ 第23号    | 専決処分について（水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例の一部を改正する条例）                 | 67 |
| ゝ 第24号    | 専決処分について（水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例）                      | 69 |
| ゝ 第25号    | 専決処分について（水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）            | 71 |

|     |      |  |     |
|-----|------|--|-----|
| 報 告 | 第26号 | 専決処分について（水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例） ……                     | 73  |
| 〳   | 第27号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……                        | 75  |
| 〳   | 第28号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……                        | 77  |
| 〳   | 第29号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……                        | 79  |
| 〳   | 第30号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……                        | 81  |
| 〳   | 第31号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……                        | 83  |
| 〳   | 第32号 | 専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて） ……                        | 85  |
| 〳   | 第33号 | 令和4年度水戸市一般会計継続費繰越計算について ……                               | 87  |
| 〳   | 第34号 | 令和4年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について ……                             | 89  |
| 〳   | 第35号 | 令和4年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算について ……                             | 95  |
| 〳   | 第36号 | 令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について ……                     | 97  |
| 〳   | 第37号 | 令和4年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算について ……                            | 99  |
| 〳   | 第38号 | 令和4年度水戸市駐車場事業会計繰越明許費繰越計算について ……                          | 101 |
| 〳   | 第39号 | 令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算につ<br>いて ……               | 103 |
| 〳   | 第40号 | 令和4年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について ……                             | 105 |
| 〳   | 第41号 | 令和4年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について ……                              | 107 |
| 〳   | 第42号 | 令和4年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について ……                            | 109 |
| 〳   | 第43号 | 令和4年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について ……                             | 111 |
| 〳   | 第44号 | 公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和5年度事業計画及び予算に関<br>する書類の提出について ……      | 113 |
| 〳   | 第45号 | 公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和5年度事業計画及び予算に関する<br>書類の提出について ……        | 115 |
| 〳   | 第46号 | 一般財団法人水戸市農業公社の令和5年度事業計画及び予算に関する書類<br>の提出について ……          | 117 |
| 〳   | 第47号 | 一般財団法人水戸市公園協会の令和5年度事業計画及び予算に関する書類<br>の提出について ……          | 119 |
| 〳   | 第48号 | 公益財団法人水戸市国際交流協会の令和5年度事業計画及び予算に関する<br>書類の提出について ……        | 121 |
| 〳   | 第49号 | 一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和5年度事業計画及<br>び予算に関する書類の提出について …… | 123 |
| 〳   | 第50号 | 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和5年度事業計画及び予算に関<br>する書類の提出について ……      | 125 |

市議会議案第49号

## 水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した同項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

第40条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「よって」を「より」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第42条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「よって」を「より」に改める。

第45条第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「よって」を「より」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「よって」を「より」に改める。

第47条中「第5号の15様式」の次に「若しくは第5号の15の2様式」を加え、「よって」を「より」に改める。

第52条第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「第17条の2の規定」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第53条第1項各号列記以外の部分中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第56条において同じ。）」を加え、同項第2号及び同条第2項中「よって」を「より」に改める。

第57条第1項中「よって」を「より」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「第17条の2の規定」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第58条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第59条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第118条第1号エ中「もの及び」を「もの、」に、「ものを」を「もの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を」に改める。

第135条第1項及び第5項並びに第139条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

付則第13条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

付則第17条中「、附則第63条又は附則第64条」を「又は附則第63条」に、「、附則第63条若しくは附則第64条」を「若しくは附則第63条」に改める。

付則第18条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第19条第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第22条の2を削る。

付則第23条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第27条第3項を削る。

付則第28条第1項中「第9項」を「第5項」に改め、同条第3項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日」を「令和5年4月1日から令和8年3月31日」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第4項から第7項までを削り、同条第8項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車

両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第4項とし、同条第9項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第5項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a(a)中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第5項とする。

付則第29条第1項中「第9項」を「第5項」に改め、同条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

付則第33条第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第118条第1号エの改正規定及び付則第5項の規定（この条例による改正後の水戸市市税条例（以下「新条例」という。）付則第29条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第31条第2項、第40条、第42条、第45条、第52条、第53条及び第57条並びに付則第23条第4項及び付則第29条第3項の改正規定並びに次項、付則第5項（新条例付則第29条第3項に係る部分に限る。）及び付則第7項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の改正規定及び付則第3項の規定 令和7年1月1日  
(市民税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第36条第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき水戸市市税条例第36条第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

4 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を

引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例第118条第1号エ並びに付則第28条及び付則第29条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 令和3年4月1日から同年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の付則第22条の2及び付則第27条第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 新条例付則第23条第4項の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第50号

## 市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給料の特例に関する条例（平成17年水戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「令和元年7月1日」を「令和5年7月1日」に改め、「除く」の次に「。付則第2項において同じ」を加え、「100分の20」を「100分の10」に改める。

付則第2項中「令和6年3月31日」を「令和5年7月1日後初めて行われる市長選挙の当選人に係る任期の起算日の前日又は令和6年3月31日のいずれか遅い日」に改める。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年水戸市条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

|               |  |
|---------------|--|
| 県庁南地区地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された水戸・勝田都市計画県庁南地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|---------------|--|

別表第2に次のように加える。

|               |        |   |
|---------------|--------|---|
| 県庁南地区地区整備計画区域 | 低層住宅地区 | 次に掲げる建築物以外のもの<br>ア 法別表第2（ろ）項に掲げる建築物<br>イ 事務所又は作業所でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のもの（次に掲げるものを除く。）<br>(ア) 風営法の適用を受ける営業の用に供するもの<br>(イ) 法別表第2（ぬ）項第3号及び（る）項第1号に掲げる事業の用に供するもの<br>(ウ) 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの<br>(エ) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するもの<br>(オ) 原動機を使用する作業所で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの<br>ウ イの建築物に付属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。） |
|               | 沿道地区   | 次に掲げる建築物以外のもの<br>ア 法別表第2（は）項に掲げる建築物<br>イ 事務所又は作業所でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以内のもの（次に掲げるものを除く。）<br>(ア) 風営法の適用を受ける営業の用に供するもの<br>(イ) 法別表第2（ぬ）項第3号及び（る）項第1号に掲げる事業の用に供するもの<br>(ウ) 法別表第2（ぬ）項第4号に掲げるもの<br>(エ) 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業の用に供するもの<br>(オ) 原動機を使用する作業所で作業場の床面積の合計が150㎡を超えるもの<br>ウ イの建築物に付属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）             |

別表第2備考中「及び常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域」を「，常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域及び県庁南地区地区整備計画区域」に改める。

別表第3に次のように加える。

|         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 県庁南地区地区 | 低層住宅地区 | 10分の10 |
| 整備計画区域  | 沿道地区   | 10分の20 |

別表第3備考中「及び常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域」を「，常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域及び県庁南地区地区整備計画区域」に改める。

別表第5に次のように加える。

|         |        |       |
|---------|--------|-------|
| 県庁南地区地区 | 低層住宅地区 | 10分の5 |
| 整備計画区域  | 沿道地区   | 10分の6 |

別表第5備考中「及び常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域」を「，常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域及び県庁南地区地区整備計画区域」に改める。

別表第6に次のように加える。

|               |        |     |
|---------------|--------|-----|
| 県庁南地区地区整備計画区域 | 低層住宅地区 | 200 |
|               | 沿道地区   |     |

別表第6備考中「及び常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域」を「，常磐の杜水戸南ニュータウン地区地区整備計画区域及び県庁南地区地区整備計画区域」に改める。

別表第8に次のように加える。

|               |        |                   |     |  |
|---------------|--------|-------------------|-----|--|
| 県庁南地区地区整備計画区域 | 低層住宅地区 | 外壁等の面から道路境界線までの距離 | 1.0 | (1) 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分<br>(2) 物置その他これに類する用途に供する建築物又は建築物の部分で、軒の高さが2.3メートル以下かつ床面積の合計が5平方メートル以下のもの |
|               | 沿道地区   |                   |     |  |

別表第9に次のように加える。

|               |        |   |
|---------------|--------|---|
| 県庁南地区地区整備計画区域 | 低層住宅地区 | 10（法別表第2(イ)項第4号、第6号及び第8号並びに(ハ)項第2号から第4号までに掲げるもので、法別表第4の |
|               | 沿道地区   |   |

|  |  |                                  |
|--|--|----------------------------------|
|  |  | 1の項(ハ)欄及び(ニ)欄(一)の号の要件を満たす場合は、20) |
|--|--|----------------------------------|

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市新原児童遊園の項の次に次のように加える。

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 水戸市新原1丁目第1児童遊園 | 水戸市新原1丁目3076番337 |
|----------------|------------------|

別表水戸市住吉町第5児童遊園の項の次に次のように加える。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 水戸市住吉町第6児童遊園 | 水戸市住吉町11番21 |
|--------------|-------------|

別表水戸市米沢町代官山下第2児童遊園の項の次に次のように加える。

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 水戸市米沢町代官山下第3児童遊園 | 水戸市米沢町531番16 |
|------------------|--------------|

### 付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

### 記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
  - (1) 水戸市新原1丁目第1児童遊園
  - (2) 水戸市住吉町第6児童遊園
  - (3) 水戸市米沢町代官山下第3児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会
- 3 指定の期間 令和5年7月1日から令和8年3月31日まで

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



市議会議案第54号

## 市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものとする。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

1 路線の認定

| 路線名          | 起 点                                | 終 点                             | 重要<br>な経<br>過地 | 延 長 (m) |      | 幅 員<br>(m)    | 参 考          |
|--------------|------------------------------------|---------------------------------|----------------|---------|------|---------------|--------------|
|              |                                    |                                 |                | 道 路     | 橋りょう |               |              |
| 笠原<br>293号線  | 起点 市道吉田3号交点<br>水戸市米沢町531番7地先       | 終点 市道吉田3号交点<br>水戸市米沢町531番42地先   |                | 422.52  |      | 6.34<br>~6.36 | 開発行為<br>道 路  |
| 笠原<br>294号線  | 起点 市道吉田3号交点<br>水戸市米沢町531番26地先      | 終点 市道笠原293号交点<br>水戸市米沢町530番25地先 |                | 98.31   |      | 6.35          | 開発行為<br>道 路  |
| 笠原<br>295号線  | 起点 市道笠原293号交点<br>水戸市米沢町531番9地先     | 終点 市道笠原296号交点<br>水戸市米沢町531番14地先 |                | 38.18   |      | 6.35          | 開発行為<br>道 路  |
| 笠原<br>296号線  | 起点 市道笠原293号交点<br>水戸市米沢町530番30地先    | 終点<br>水戸市米沢町531番16地先            |                | 67.92   |      | 6.35<br>~6.36 | 開発行為<br>道 路  |
| 笠原<br>297号線  | 起点 市道笠原293号交点<br>水戸市米沢町531番38地先    | 終点 市道笠原294号交点<br>水戸市米沢町531番27地先 |                | 38.39   |      | 6.35<br>~6.36 | 開発行為<br>道 路  |
| 笠原<br>298号線  | 起点 幹線市道16号交点<br>水戸市東野町386番1地先      | 終点<br>水戸市東野町318番1地先             |                | 276.90  |      | 4.50          | 認 定 外<br>道 路 |
| 吉 田<br>343号線 | 起点 市道吉田36号交点<br>水戸市元吉田町1669番16地先   | 終点<br>水戸市元吉田町1669番21地先          |                | 48.02   |      | 6.36          | 開発行為<br>道 路  |
| 吉 田<br>344号線 | 起点 市道吉田250号交点<br>水戸市吉沢町100番1地先     | 終点<br>水戸市吉沢町99番7地先              |                | 72.15   |      | 6.34<br>~6.36 | 開発行為<br>道 路  |
| 酒 門<br>392号線 | 起点 市道酒門22号交点<br>水戸市住吉町11番4地先       | 終点 市道酒門23号交点<br>水戸市住吉町37番3地先    |                | 216.60  |      | 6.34<br>~6.35 | 開発行為<br>道 路  |
| 酒 門<br>393号線 | 起点 市道酒門392号交点<br>水戸市住吉町11番8地先      | 終点<br>水戸市住吉町11番10地先             |                | 26.74   |      | 6.34<br>~6.35 | 開発行為<br>道 路  |
| 赤 塚<br>428号線 | 起点 市道赤塚387号交点<br>水戸市見和3丁目1515番17地先 | 終点<br>水戸市見和3丁目1515番32地先         |                | 88.56   |      | 6.35          | 開発行為<br>道 路  |

| 路線名             | 起 点                                 | 終 点                                 | 重要<br>な経<br>過地 | 延 長 (m) |      | 幅 員<br>(m)     | 参 考         |
|-----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|----------------|---------|------|----------------|-------------|
|                 |                                     |                                     |                | 道 路     | 橋りょう |                |             |
| 上大野<br>194号線    | 起点 市道上大野38号交点<br>水戸市洪井町412番2地先      | 終点 市道上大野168号交点<br>水戸市洪井町655番20地先    |                | 87.64   |      | 4.00<br>~4.05  | 寄附道路        |
| 常 磐<br>357号線    | 起点 市道常磐167号交点<br>水戸市新原1丁目3076番310地先 | 終点 市道常磐357号交点<br>水戸市新原1丁目3076番328地先 |                | 228.86  |      | 6.34<br>~6.35  | 開発行為<br>道 路 |
| 内 原<br>8-3152号線 | 起点 主要地方道石岡城里線交点<br>水戸市有賀町2152番1地先   | 終点 主要地方道石岡城里線交点<br>水戸市牛伏町157番3地先    |                | 574.00  |      | 4.90<br>~13.80 | 移管道路        |
| 内 原<br>8-3153号線 | 起点 市道内原8-0051号交点<br>水戸市内原町622番1地先   | 終点<br>水戸市内原町624番1地先                 |                | 54.63   |      | 6.34<br>~6.36  | 開発行為<br>道 路 |

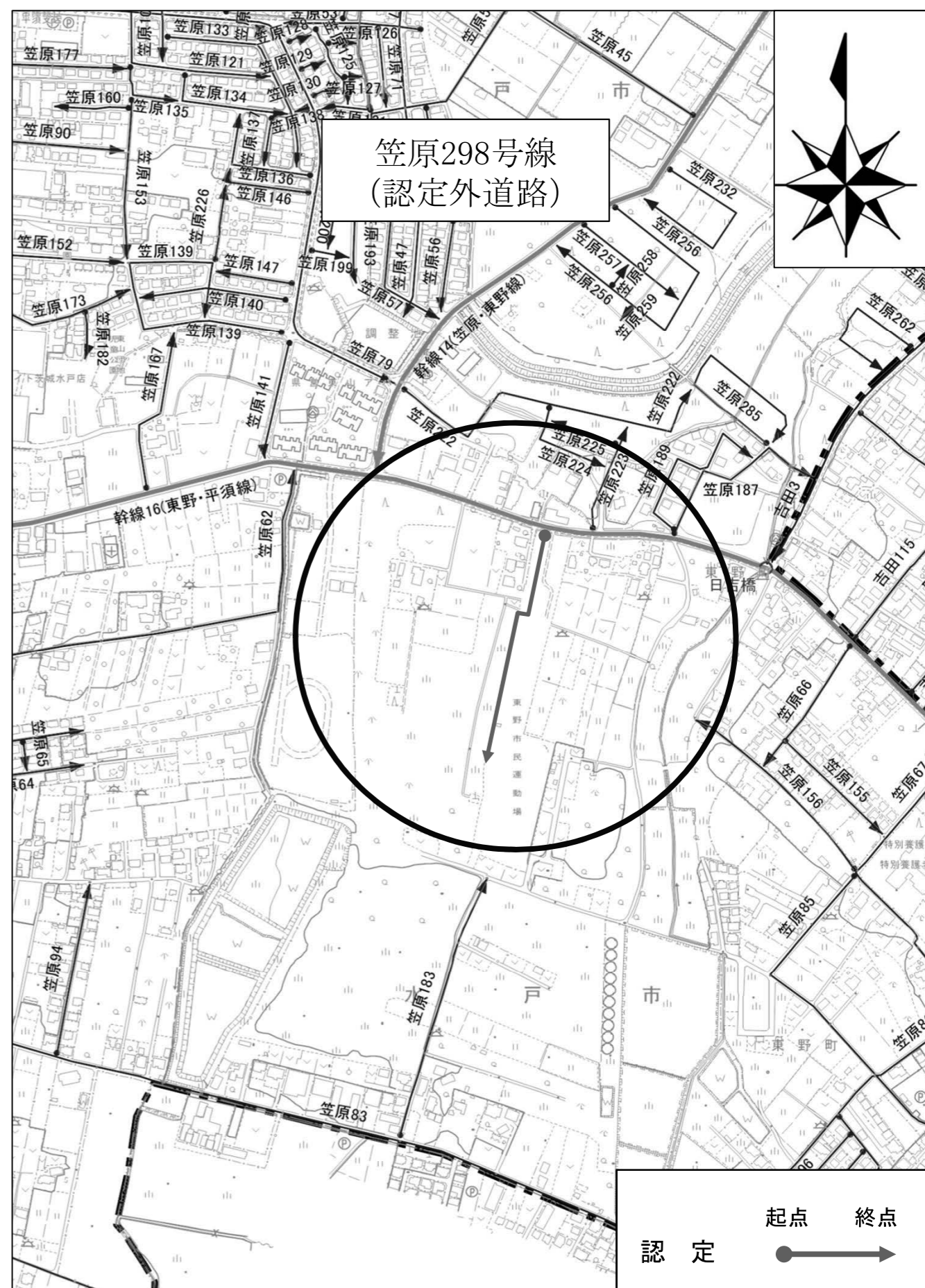
2 路線の廃止

| 路線名          | 起 点                           | 終 点                 | 重要<br>な経<br>過地 | 延 長 (m) |      | 幅 員<br>(m) | 参 考 |
|--------------|-------------------------------|---------------------|----------------|---------|------|------------|-----|
|              |                               |                     |                | 道 路     | 橋りょう |            |     |
| 上 市<br>269号線 | 起点 国道50号交点<br>水戸市三の丸1丁目14番2地先 | 終点<br>水戸市三の丸1丁目6番地先 |                | 19.83   |      | 3.85       |     |

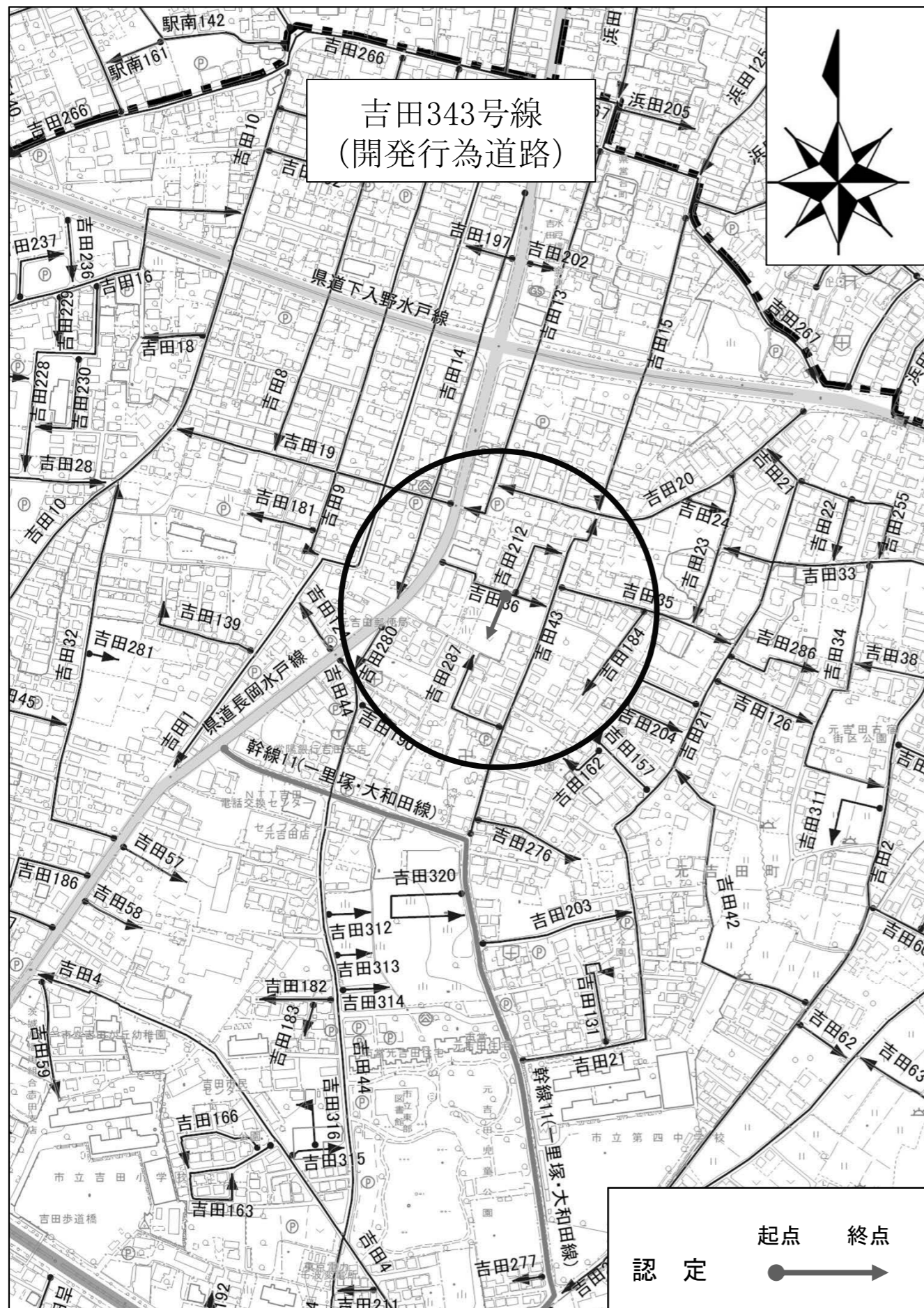
# 市道路線の認定の位置図



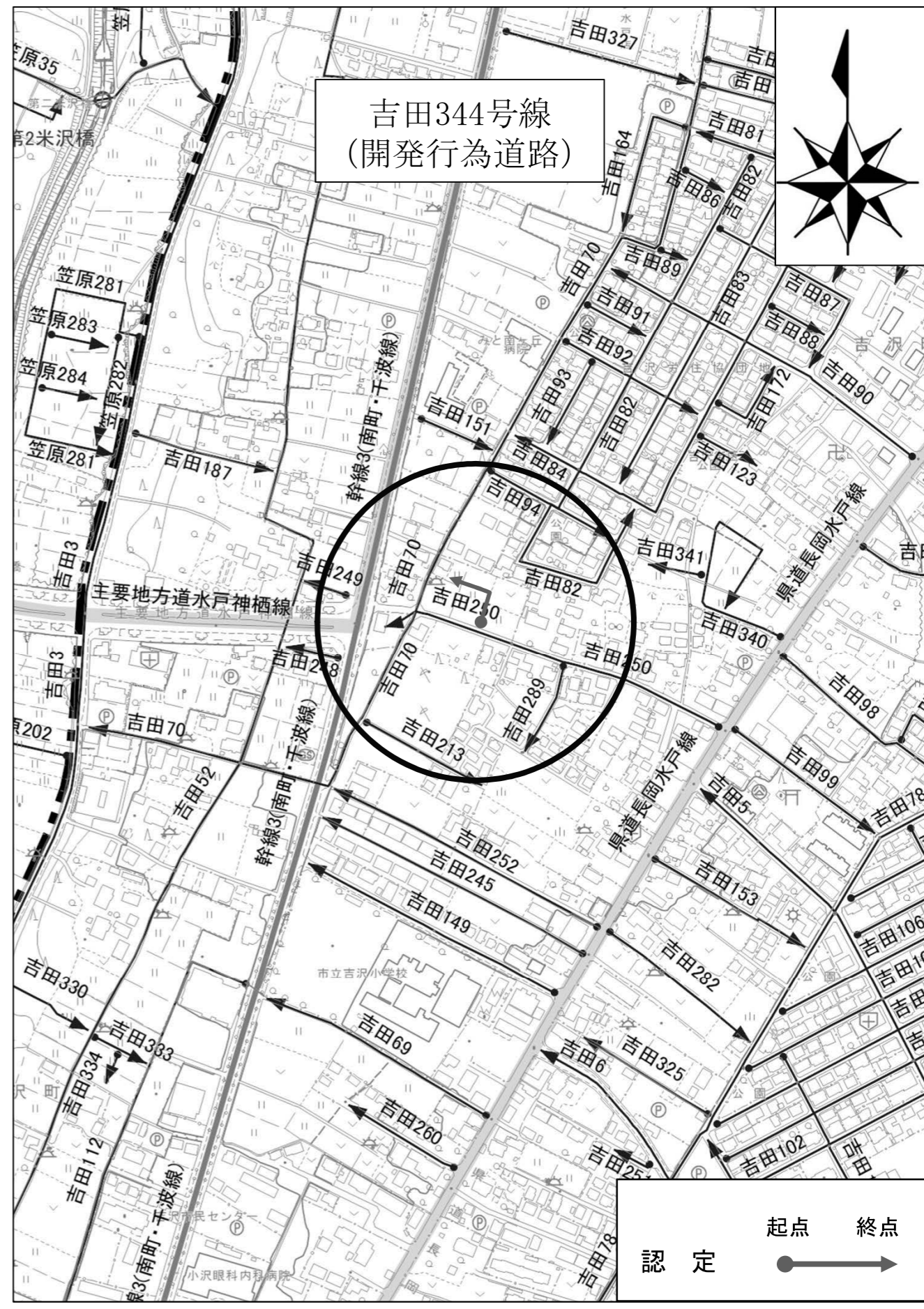
# 市道路線の認定の位置図



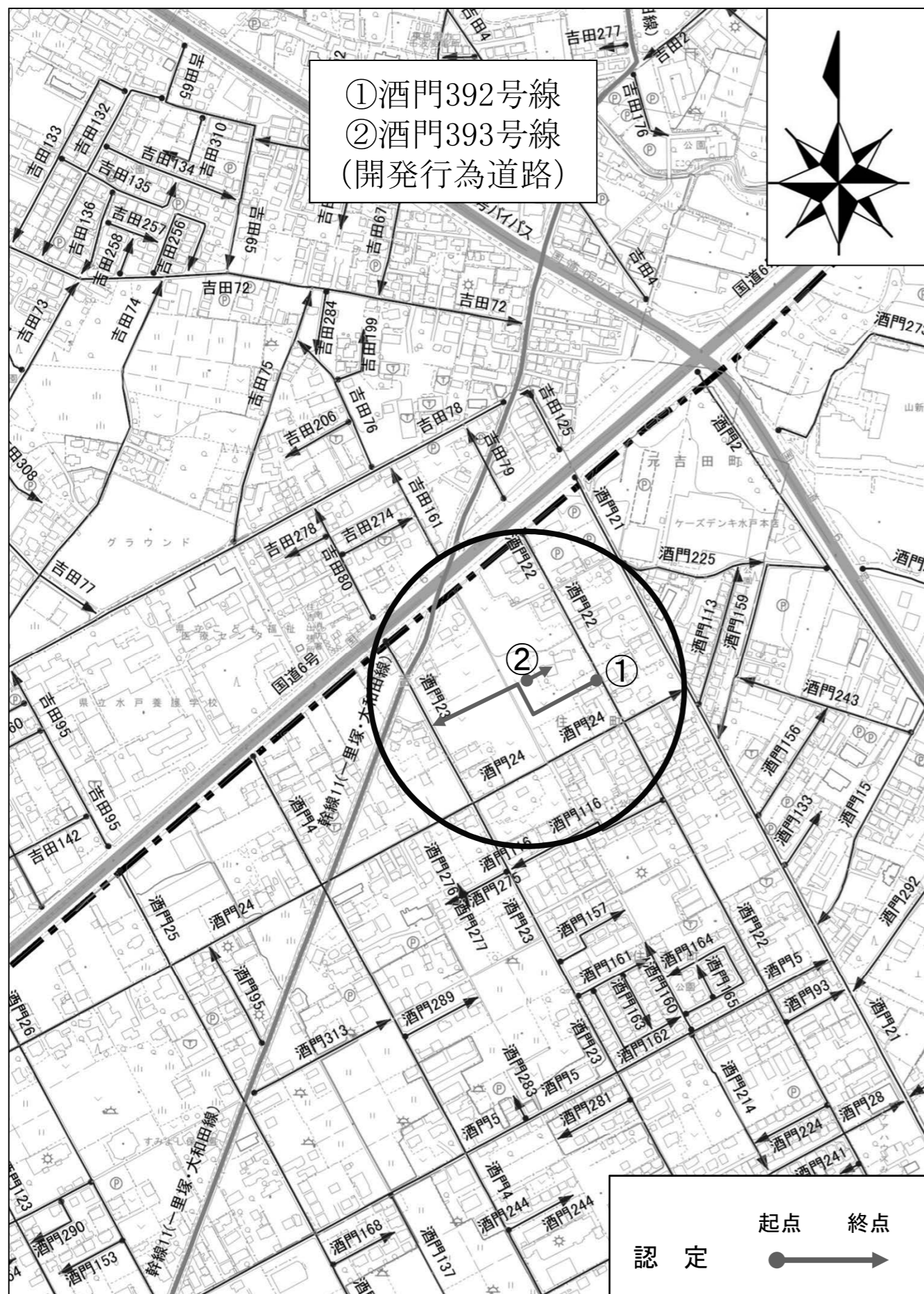
# 市道路線の認定の位置図



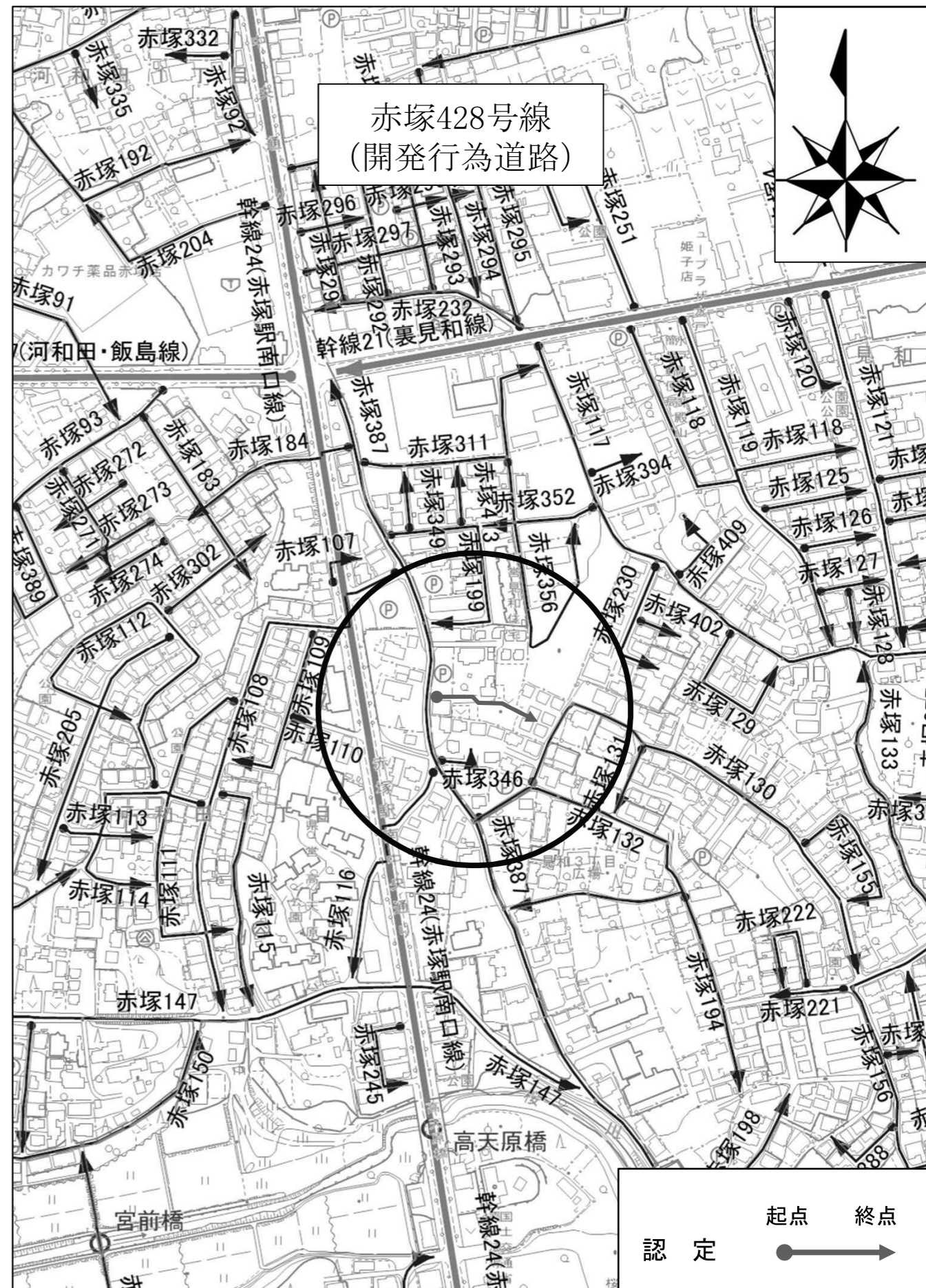
# 市道路線の認定の位置図



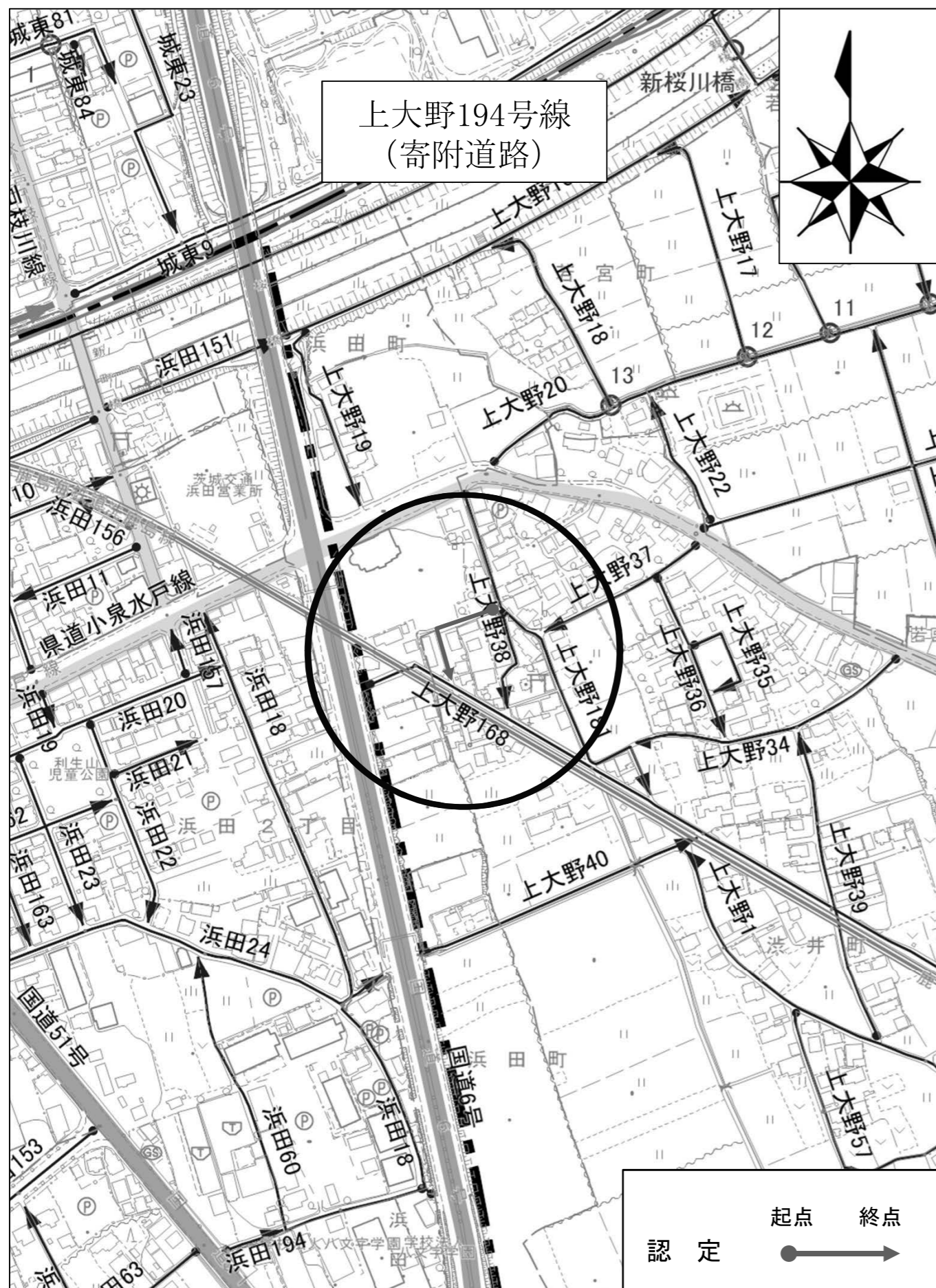
# 市道路線の認定の位置図



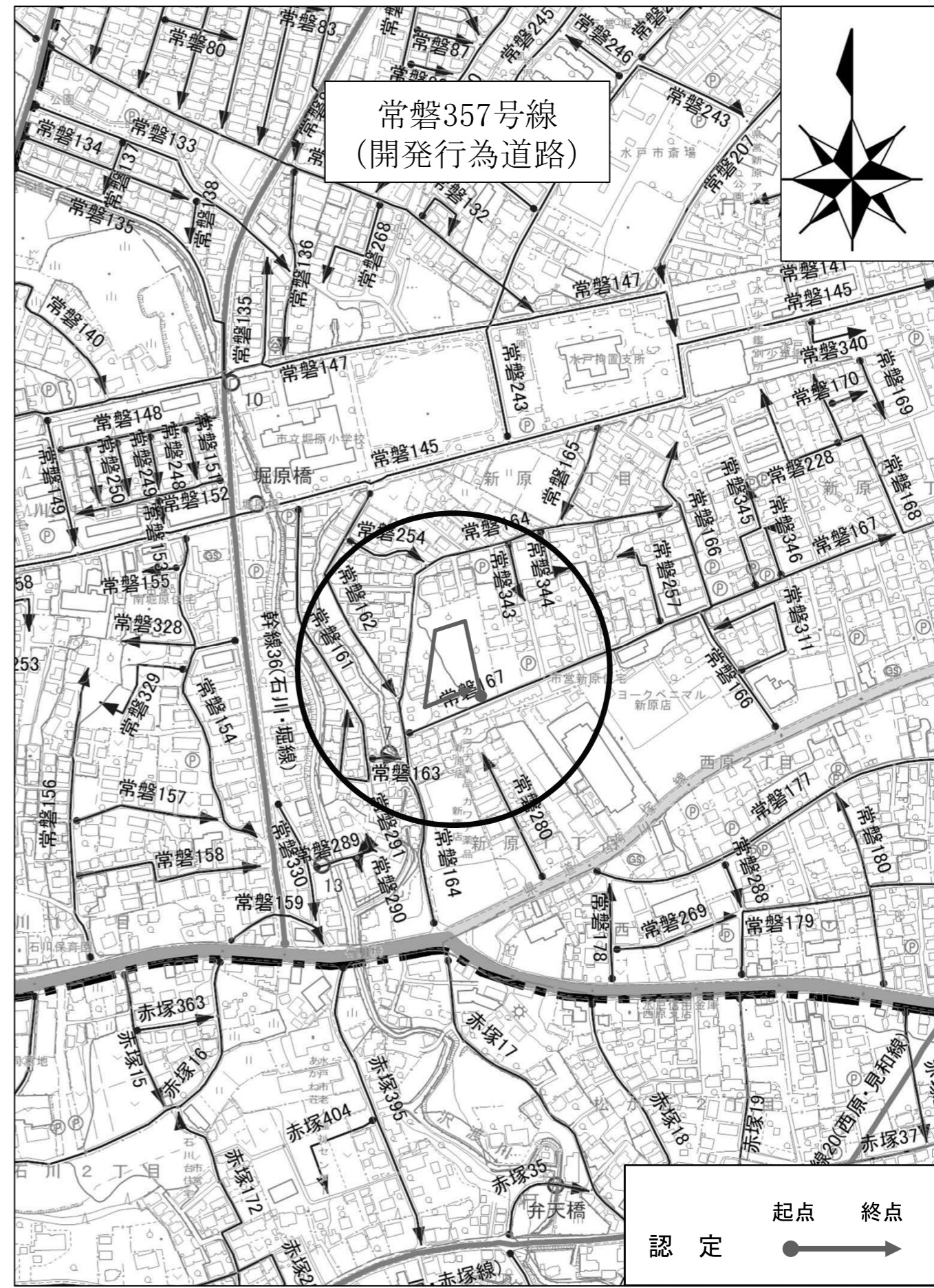
# 市道路線の認定の位置図



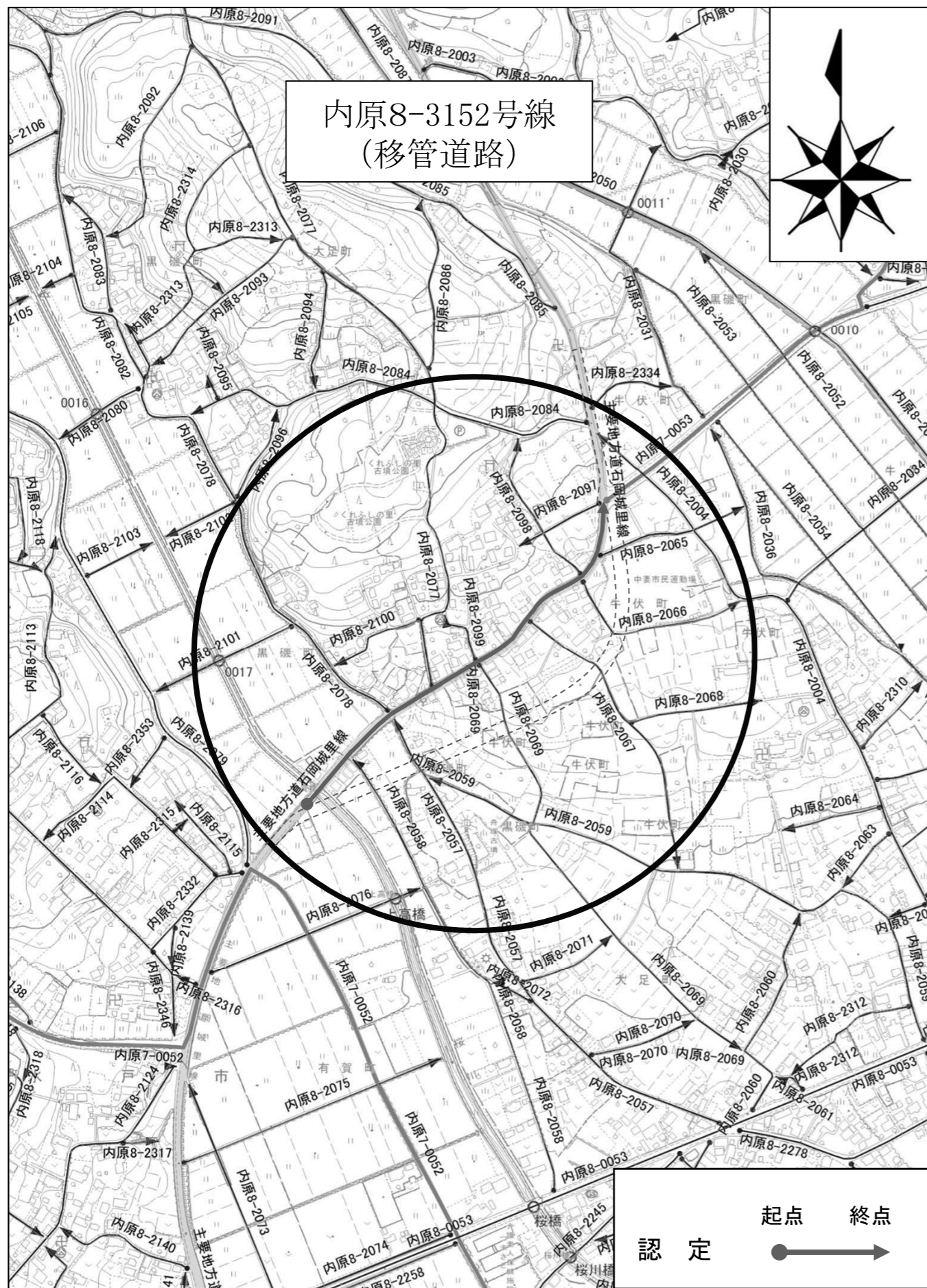
# 市道路線の認定の位置図



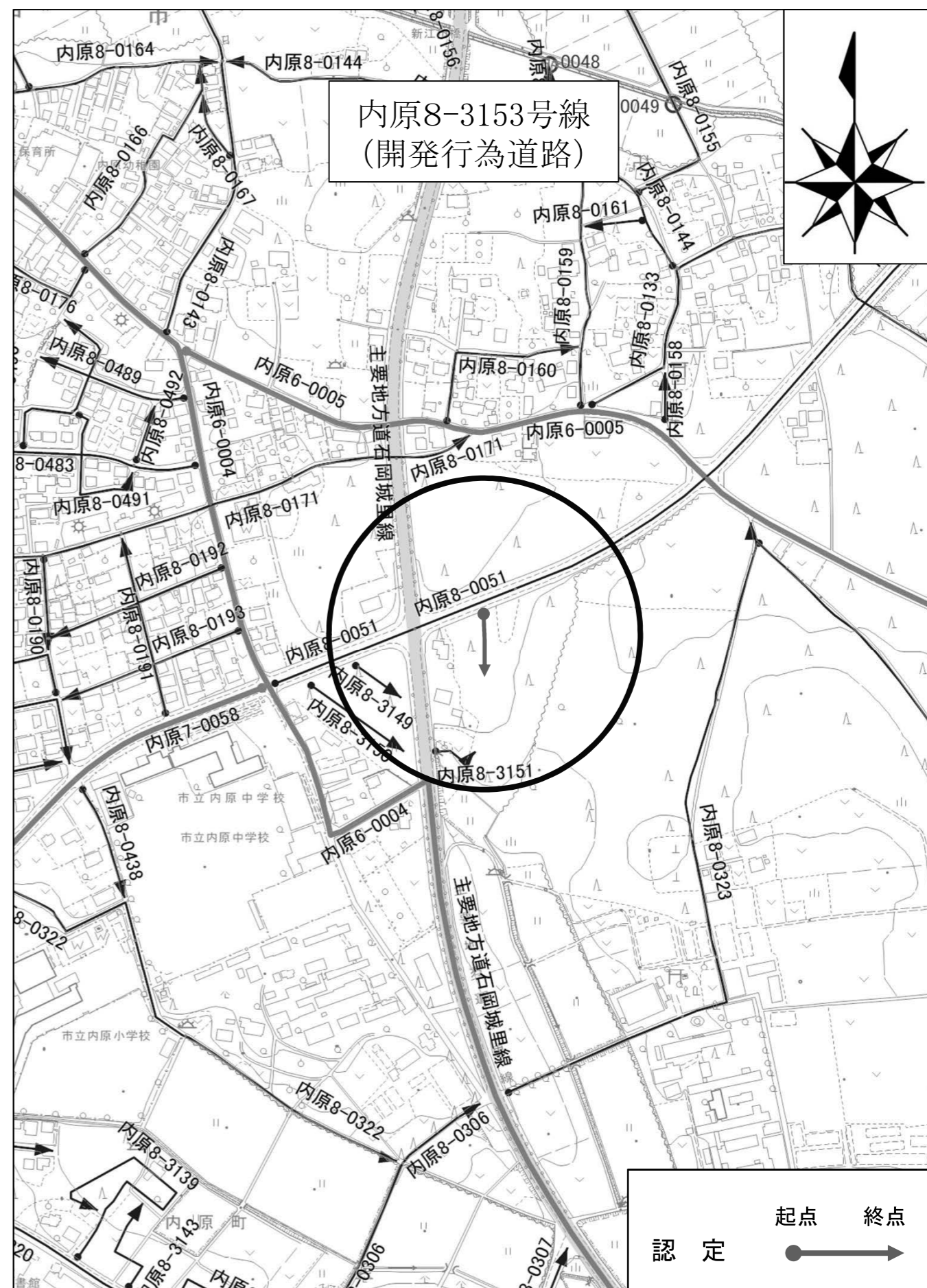
# 市道路線の認定の位置図



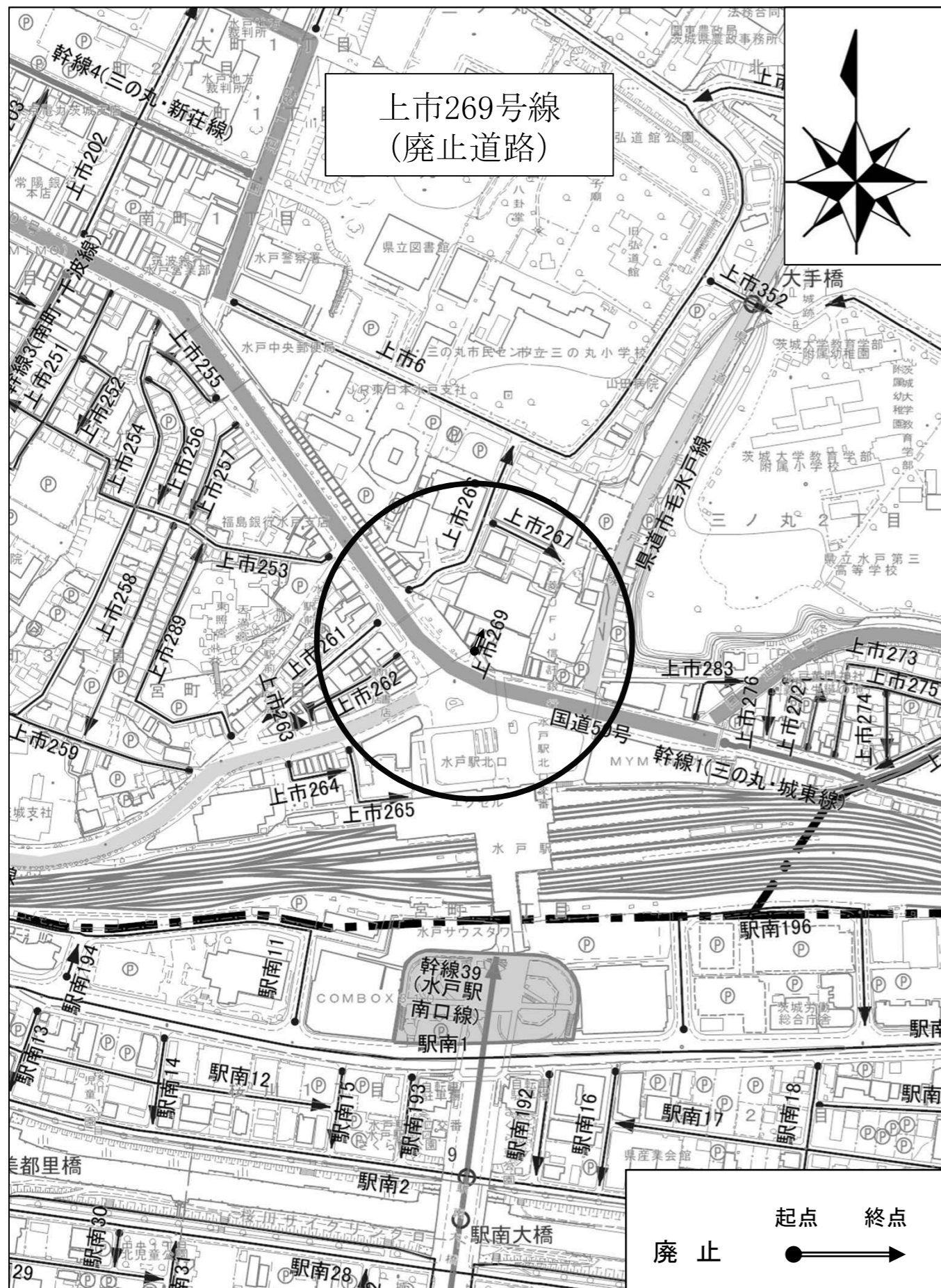
# 市道路線の認定の位置図



# 市道路線の認定の位置図



# 市道路線の廃止の位置図



市議会議案第55号

## 南消防署緑岡出張所改築工事請負契約の締結について

南消防署緑岡出張所改築工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 工事名    | 南消防署緑岡出張所改築工事                                 |
| 2 契約金額   | 327,800,000円                                  |
| 3 契約の相手方 | 根本・アルプス特定建設工事共同企業体                            |
| 代表者      | 水戸市見川町2131番地の436<br>株式会社根本工務店<br>代表取締役 根本 勝 義 |
| 構成員      | 水戸市見川町2131番地の436<br>株式会社根本工務店<br>代表取締役 根本 勝 義 |
| 構成員      | 水戸市平須町1828番地1025<br>アルプス建設株式会社<br>代表取締役 黒 澤 勝 |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋  
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



市議会議案第56号

## 都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の変更について

都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約を次のように変更するものとする。

### 記

令和4年6月21日議決された市議会議案第54号都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）橋梁上部工製作工（上り線）工事請負契約の締結についての契約金額中「484,000,000円」を「494,186,000円」に改める。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

### （参考）

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の相手方 | 横河NS・株木特定建設工事共同企業体                           |
|   | 代表者    | 神栖市砂山16番地5<br>株式会社横河NSエンジニアリング<br>代表取締役 高木清次 |
|   | 構成員    | 神栖市砂山16番地5<br>株式会社横河NSエンジニアリング<br>代表取締役 高木清次 |
|   | 構成員    | 水戸市吉沢町311番地1<br>株木建設株式会社<br>代表取締役 株木康吉       |
| 2 | 増額     | 10,186,000円                                  |

## 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,162,660千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

報告第12号

歳 入

| 款        | 項       | 補正前の予算額          | 補 正 額         | 計                |
|----------|---------|------------------|---------------|------------------|
| 16 国庫支出金 |         | 千円<br>25,310,444 | 千円<br>564,000 | 千円<br>25,874,444 |
|          | 2 国庫補助金 | 5,453,073        | 564,000       | 6,017,073        |
| 21 繰越金   |         | 330,000          | 508,700       | 838,700          |
|          | 1 繰越金   | 330,000          | 508,700       | 838,700          |
| 歳 入 合 計  |         | 119,089,960      | 1,072,700     | 120,162,660      |

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

歳 出

| 款        | 項       | 補正前の予算額          | 補 正 額        | 計                |
|----------|---------|------------------|--------------|------------------|
| 2 総務費    |         | 千円<br>10,322,620 | 千円<br>30,287 | 千円<br>10,352,907 |
|          | 1 総務管理費 | 8,147,622        | 30,287       | 8,177,909        |
| 3 民生費    |         | 50,720,116       | 658,163      | 51,378,279       |
|          | 1 社会福祉費 | 22,932,249       | 628,063      | 23,560,312       |
|          | 2 児童福祉費 | 18,427,923       | 30,100       | 18,458,023       |
| 4 衛生費    |         | 11,552,970       | 72,450       | 11,625,420       |
|          | 1 保健所費  | 3,813,192        | 68,500       | 3,881,692        |
|          | 4 清掃費   | 4,679,789        | 3,950        | 4,683,739        |
| 6 農林水産業費 |         | 1,278,073        | 235,400      | 1,513,473        |
|          | 1 農業費   | 1,251,529        | 235,400      | 1,486,929        |
| 7 商工費    |         | 1,188,411        | 71,200       | 1,259,611        |
|          | 1 商工費   | 1,188,411        | 71,200       | 1,259,611        |
| 10 教育費   |         | 12,158,233       | 5,200        | 12,163,433       |
|          | 4 幼稚園費  | 2,466,782        | 5,200        | 2,471,982        |
| 歳 出 合 計  |         | 119,089,960      | 1,072,700    | 120,162,660      |

## 水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第19条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年度分」を「令和5年度分」に改める。

第2条第1項中「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和4年度分」を「令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和3年」を「令和4年」に改め、「合算した額」の次に「（以下「令和4年世帯基準所得額合算額」という。）」を加え、「令和4年度分」を「令和5年度分」に、「これを免除する」を「別表第2に定めるところにより減免する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 納税義務者で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に原子力災害対策本部長指示に基づく帰還困難区域の指定を解除された区域に避難指示区域等設定区域が設定された時点において住所を有していたものに対しては、令和5年度分の保険税の税額について、別表第1に定めるところにより減免する。

第4条第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

付則の次に次の2表を加える。

別表第1（第2条関係）

| 区分                               | 減免の内容   |
|----------------------------------|---|
| 令和4年世帯基準所得額合算額が6,000,000円以下である場合 | 免除  |
| 令和4年世帯基準所得額合算額が6,000,000円を超える場合  | 令和5年度の保険税に係る4月から9月までの期間分に相当する額の月割による算定をした額の減額 |

別表第2（第2条関係）

| 区分  | 減免の内容         |
|---|---------------|
| 次項に定める納税義務者以外の納税義務者   | 免除            |
| 平成26年12月31日までに第2条第3項各号に定める区域又は地点の設定が解除された区域又は地点に住所を有していた納税義務者 | 2分の1に相当する額の減額 |

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年度分の国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第2条の規定に該当する者の令和5年4月1日以後の日を納期限とする国民健康保険税の減免の申請

については、改正前の第4条第2項中「令和5年3月31日」とあるのは、「令和6年3月31日」とする。

3 令和5年度において改正後の第2条の規定に該当する者で改正前の第2条の規定により令和4年度分の国民健康保険税の減免を受けたもの（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例第4条第1項ただし書の規定の適用を受けた者を除く。）については、同項本文の規定による令和5年度分の国民健康保険税の減免の申請があったものとみなす。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第14号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めたものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年4月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度において改正後の第2条第2項の規定に該当する者で東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例（令和5年水戸市条例第25号）による改正前の東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例第2条の規定により令和4年度分の国民健康保険税の減免を受けたもの（同条例第4条第1項ただし書の規定の適用を受けた者を除く。）については、同項本文の規定による令和5年度分の国民健康保険税の減免の申請があったものとみなす。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年4月1日処分

水戸市長 高 橋 靖

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例（平成23年水戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年度分」を「令和5年度分」に改める。

第2条第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第3項中「令和4年度に」を「令和5年度に」に、「令和3年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年度分」を「令和5年度分」に改める。

### 付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和4年度分の介護保険料の減免の申請については、なお従前の例による。この場合において、令和5年4月1日以後の日を納期限とする令和4年度分の介護保険料の減免の申請については、改正前の第2条第2項中「令和5年3月31日」とあるのは、「令和6年3月31日」とする。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖



## 新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の 減免に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年水戸市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年度分及び」を削る。

第2条第1項中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から同年5月31日」に改め、同条第2項中「令和3年度分及び」を削る。

第3条第2項中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免 の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症のり患者等に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例（令和2年水戸市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年度分及び」を削り、「令和4年4月1日から令和5年3月31日」を「令和5年4月1日から令和6年3月31日」に改める。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

### 付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計補正予算（第12号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

## 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第12号）

令和4年度水戸市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「別表繰越明許費補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月27日処分

水戸市長 高橋 靖

| 款     | 項       | 事業名       | 金額          |
|-------|---------|-----------|-------------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 自動車維持管理経費 | 千円<br>3,620 |

報告第19号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ614,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,084,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年4月14日処分

水戸市長 高橋 靖

## 歳入

| 款        | 項       | 補正前の予算額          | 補正額           | 計                |
|----------|---------|------------------|---------------|------------------|
| 16 国庫支出金 |         | 千円<br>23,721,418 | 千円<br>613,330 | 千円<br>24,334,748 |
|          | 1 国庫負担金 | 19,498,249       | 282,000       | 19,780,249       |
|          | 2 国庫補助金 | 4,146,047        | 331,330       | 4,477,377        |
| 22 諸収入   |         | 3,179,295        | 670           | 3,179,965        |
|          | 5 雑入    | 2,873,991        | 670           | 2,874,661        |
| 歳入合計     |         | 117,470,000      | 614,000       | 118,084,000      |

## 歳出

| 款     | 項       | 補正前の予算額          | 補正額           | 計                |
|-------|---------|------------------|---------------|------------------|
| 3 民生費 |         | 千円<br>49,397,116 | 千円<br>332,000 | 千円<br>49,729,116 |
|       | 2 児童福祉費 | 18,095,923       | 332,000       | 18,427,923       |
| 4 衛生費 |         | 11,270,970       | 282,000       | 11,552,970       |
|       | 1 保健所費  | 3,531,192        | 282,000       | 3,813,192        |
| 歳出合計  |         | 117,470,000      | 614,000       | 118,084,000      |

報告第20号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号）を別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 令和5年度水戸市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度水戸市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005,960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,089,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和5年5月16日処分

水戸市長 高橋 靖

## 歳入

| 款        | 項       | 補正前の予算額          | 補正額           | 計                |
|----------|---------|------------------|---------------|------------------|
| 16 国庫支出金 |         | 千円<br>24,334,748 | 千円<br>975,696 | 千円<br>25,310,444 |
|          | 2 国庫補助金 | 4,477,377        | 975,696       | 5,453,073        |
| 21 繰越金   |         | 300,000          | 30,000        | 330,000          |
|          | 1 繰越金   | 300,000          | 30,000        | 330,000          |
| 22 諸収入   |         | 3,179,965        | 264           | 3,180,229        |
|          | 5 雑入    | 2,874,661        | 264           | 2,874,925        |
| 歳入合計     |         | 118,084,000      | 1,005,960     | 119,089,960      |

## 歳出

| 款     | 項       | 補正前の予算額          | 補正額          | 計                |
|-------|---------|------------------|--------------|------------------|
| 2 総務費 |         | 千円<br>10,307,660 | 千円<br>14,960 | 千円<br>10,322,620 |
|       | 1 総務管理費 | 8,132,662        | 14,960       | 8,147,622        |
| 3 民生費 |         | 49,729,116       | 991,000      | 50,720,116       |
|       | 1 社会福祉費 | 21,941,249       | 991,000      | 22,932,249       |
| 歳出合計  |         | 118,084,000      | 1,005,960    | 119,089,960      |

報告第21号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖



## 水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

付則第18条第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改める。

付則第46条中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

## 付則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月31日処分

水戸市長 高橋 靖

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項中「文部科学大臣、厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣又は文部科学大臣」に改める。

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

(水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正)

第2条 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年水戸市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

(水戸市認定こども園の認定要件を定める条例の一部改正)

第3条 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例（令和2年水戸市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第8条第1項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月31日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第23号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

## 水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例の一部を 改正する条例

水戸市重症心身障害児及び重症心身障害者通園施設条例（平成17年水戸市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年4月27日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第24号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

## 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例の一部を改正する条例

水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例（令和2年水戸市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第128条第3項中「として」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第222条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第241条第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年4月27日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第25号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

## 水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

水戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年水戸市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第24条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年5月8日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第26号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

## 水戸市児童福祉施設基準条例の一部を改正する条例

水戸市児童福祉施設基準条例（令和2年水戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。  
第39条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年5月8日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第27号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

|        |   |
|--------|---|
| 事故発生日時 | 令和4年10月27日 午後1時10分頃   |
| 事故発生場所 | ██  |
| 和解の相手方 | ████████████████████<br>██  |
| 事故の概要  | 清掃事務所職員██████████は、市有車を運転し、上記建物の1階部分に設置された駐車場に進入しようとした際、相手方所有の当該駐車場の天井の梁 <small>はり</small> に接触した。この結果、建物天井の梁が損傷したものである。 |
| 和解の条件  | 市は、██████████████████████に対し、損害賠償金として55,000円を支払うものとする。  |

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月20日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市東原1丁目4738番2地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖



別紙

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市東原1丁目4738番2地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

|        |  |
|--------|--|
| 事故発生日時 | 令和5年2月8日 午前9時30分頃                              |
| 事故発生場所 | 水戸市東原1丁目4738番2地先                               |
| 和解の相手方 | [REDACTED]                                     |
| 事故の概要  | 上記場所の市道の側溝が沈下していたため、当該部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。 |
| 和解の条件  | 市は、[REDACTED]に対し、損害賠償金として34,100円を支払うものとする。     |

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年3月14日処分

水戸市長 高橋 靖

報告第29号

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市酒門町4541番4地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖





## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

で発生した事故により生じた損害について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき，和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

|        |   |
|--------|---|
| 事故発生日時 | 令和4年8月10日 午後3時30分頃  |
| 事故発生場所 |   |
| 和解の相手方 |   |
| 事故の概要  | 学校管理課職員が，水戸市立見川中学校敷地内において除草作業をしていたところ，草刈機に跳ね飛ばされた石が，上記場所に駐車していた相手方の車両に当たった。<br>この結果，相手方の車両が損傷したものである。 |
| 和解の条件  | 市は，<br>に対し，損害賠償金として348,799円を支払うものとする。   |

上記については，地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年12月27日処分

水戸市長 高橋 靖

## 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，水戸市立吉田小学校で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて，別紙のように処分したから，同条第2項の規定により報告するものである。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

## 和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市立吉田小学校で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

|        |  |
|--------|--|
| 事故発生日時 | 令和4年11月22日 午後零時30分頃  |
| 事故発生場所 | 水戸市元吉田町1757番地の1 水戸市立吉田小学校  |
| 和解の相手方 | 本件事故でアレルギー症状を発症した児童及びその保護者   |
| 事故の概要  | 上記場所において、食物アレルギーを有する相手方児童に対し、誤ってアレルギーの原因となる食物を含む給食を提供した。<br>この結果、相手方児童がアレルギー症状を発症し、経過観察のため入院を要したものである。 |
| 和解の条件  | 市は、相手方に対し、損害賠償金として47,480円を支払うものとする。  |

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和5年5月19日処分

水戸市長 高橋 靖

## 令和4年度水戸市一般会計継続費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

### 令和4年度水戸市一般会計継続費繰越計算書

| 款  | 項   | 事業名     | 継続費の総額        | 令和4年度継続費予算現額 |               | 支出済額及び支出見込額 | 残額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |      |
|----|-----|---------|---------------|--------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|
|    |     |         |               | 予算計上額        | 前年度繰越額        |             |             |             | 計           | 繰越金         | 特定財源 |
| 3  | 民生費 | 1 社会福祉費 | 715,000,000   | 335,900,000  | 87,073,247    | 222,219,300 | 200,753,947 | 200,753,947 | -           | 153,500,000 | -    |
| 4  | 衛生費 | 3 墓園斎場費 | 3,360,000,000 | 279,300,000  | -             | 109,806,624 | 169,493,376 | 169,493,376 | -           | 124,000,000 | -    |
| 8  | 土木費 | 4 都市計画費 | 1,480,000,000 | 307,700,000  | 491,900,000   | 763,500,000 | 36,100,000  | 36,100,000  | 19,630,000  | 15,600,000  | -    |
|    |     |         | 1,080,000,000 | 266,500,000  | 472,300,000   | 692,500,000 | 46,300,000  | 46,300,000  | 25,485,000  | 19,700,000  | -    |
|    |     |         | 500,000,000   | 300,000,000  | -             | 120,000,000 | 180,000,000 | 180,000,000 | 99,000,000  | 81,000,000  | -    |
| 10 | 教育費 | 2 小学校費  | 1,940,000,000 | 57,900,000   | 1,003,843,961 | 951,300,469 | 110,443,492 | 110,443,492 | -           | 78,700,000  | -    |
|    |     |         | 2,132,000,000 | 711,200,000  | -             | -           | 711,200,000 | 711,200,000 | 130,456,000 | 580,600,000 | -    |

(単位 円)

(単位 円)

| 款 | 項 | 事業名 | 継続費の総額         | 令和4年度継続費予算現額  |               | 支出済額及び支出見込額   | 残額            | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳        |             |             |               |   |
|---|---|-----|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|---|
|   |   |     |                | 予算額           | 前年度繰越額        |               |               |               | 計             | 繰越金         | 特定財源        | その他           |   |
|   | 計 |     | 11,207,000,000 | 2,258,500,000 | 2,055,117,208 | 4,313,617,208 | 2,859,326,393 | 1,454,290,815 | 1,454,290,815 | 126,619,815 | 274,571,000 | 1,053,100,000 | - |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第34号

### 令和4年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

### 令和4年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款       | 項           | 事業名                 | 金額            | 翌年度繰越額     | 左の財源内訳  |            |            |      |            |
|---------|-------------|---------------------|---------------|------------|---------|------------|------------|------|------------|
|         |             |                     |               |            | 既収入特定財源 | 未収入特定財源    |            | 一般財源 |            |
|         |             |                     |               |            |         | 国県支出金      | 地方債        | その他  | 一般財源       |
| 2 総務費   | 1 総務管理費     | 自動車維持管理経費           | 32,990,000    | 3,620,000  | -       | -          | -          | -    | 3,620,000  |
|         |             | 交通政策経費              | 205,744,000   | 52,600,000 | -       | 19,785,000 | 21,100,000 | -    | 11,715,000 |
|         |             | 市民センター整備事業費         | 60,400,000    | 21,800,000 | -       | -          | 9,600,000  | -    | 12,200,000 |
|         |             | 市民会館整備事業費           | 8,653,980,000 | 94,437,000 | -       | -          | -          | -    | 94,437,000 |
| 3 民生費   | 3 戸籍住民基本台帳費 | 市民会館開館準備等経費         | 165,070,000   | 1,721,000  | -       | -          | -          | -    | 1,721,000  |
|         |             | 戸籍住民基本台帳経費          | 179,952,000   | 23,453,100 | -       | 23,453,000 | -          | -    | 100        |
|         |             | 総合福祉作業施設運営経費        | 681,435,000   | 2,894,800  | -       | -          | -          | -    | 2,894,800  |
| 2 児童福祉費 | 1 社会福祉費     | 高齢者福祉施設経費           | 504,572,000   | 2,600,000  | -       | -          | -          | -    | 2,600,000  |
|         |             | 介護保険推進経費            | 90,287,000    | 4,961,000  | -       | 4,961,000  | -          | -    | -          |
|         |             | 子育て支援経費             | 41,521,000    | 1,500,000  | -       | 1,500,000  | -          | -    | -          |
|         |             | 子育て支援・多世代交流センター運営経費 | 87,648,000    | 600,000    | -       | 600,000    | -          | -    |            |

| 款            | 項           | 事業名               | 金額            | 翌年度繰越額            | 左の財源内訳        |             |     |            | 一般財源       |            |
|--------------|-------------|-------------------|---------------|-------------------|---------------|-------------|-----|------------|------------|------------|
|              |             |                   |               |                   | 既収入<br>特定財源   | 未収入特定財源     |     | その他        |            |            |
|              |             |                   |               |                   |               | 国県支出金       | 地方債 |            |            |            |
| 4 衛生費        |             | 地域子育て支援拠点経費       | 90,300,000    | 3,300,000         | -             | 3,300,000   | -   | -          | -          |            |
|              |             | 障害児福祉経費           | 1,588,741,000 | 48,315,000        | -             | 43,455,000  | -   | -          | 4,860,000  |            |
|              |             | 市立保育所運営経費         | 207,051,000   | 7,700,000         | -             | 7,700,000   | -   | -          | -          |            |
|              |             | 民間保育所等運営経費        | 6,888,472,000 | 40,225,000        | -             | 40,225,000  | -   | -          | -          |            |
|              |             | 地域型保育経費           | 882,234,000   | 8,100,000         | -             | 8,100,000   | -   | -          | -          |            |
|              |             | 放課後学級経費           | 692,482,000   | 42,800,000        | -             | 42,800,000  | -   | -          | -          |            |
|              |             | 学童クラブ経費           | 222,236,000   | 31,136,000        | -             | 31,136,000  | -   | -          | -          |            |
|              |             | 新型コロナウイルスワクチン接種経費 | 2,380,000,000 | 550,000,000       | -             | 550,000,000 | -   | -          | -          |            |
|              |             | 出産・子育て応援ギフト経費     | 298,500,000   | 124,800,000       | -             | 104,000,000 | -   | -          | 20,800,000 |            |
|              |             | 3 墓園斎場費           | 80,000,000    | 5,100,000         | -             | -           | -   | -          | 5,100,000  |            |
|              |             | 4 清掃費             | 139,033,000   | 3,500,000         | -             | -           | -   | -          | 3,500,000  |            |
|              |             | 6 農林水産業費          | 1 農業費         | 清掃工場運営経費          | 1,305,199,000 | 12,000,000  | -   | -          | -          | 12,000,000 |
|              |             |                   |               | 第三最終処分場運営経費       | 169,044,000   | 6,200,000   | -   | -          | -          | 6,200,000  |
|              |             |                   |               | 旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費 | 90,287,000    | 49,700,000  | -   | -          | 36,100,000 | -          |
| クリーンセンター運営経費 | 212,315,000 |                   |               | 6,556,000         | -             | -           | -   | 6,556,000  |            |            |
|              |             | 経営安定対策経費          | 176,032,000   | 60,000,000        | -             | 30,000,000  | -   | 30,000,000 |            |            |
|              |             | 市単土地改良事業費         | 44,432,000    | 2,600,000         | -             | -           | -   | 2,600,000  |            |            |

| 款     | 項         | 事業名               | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |             |            | 一般財源       |            |
|-------|-----------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|
|       |           |                   |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入特定財源     |             | その他        |            |            |
|       |           |                   |             |             |             | 国県支出金       | 地方債         |            |            |            |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 林業管理経費            | 6,029,000   | 14,300,000  | -           | -           | -           | -          | 14,300,000 |            |
|       |           | 道路管理経費            | 153,480,000 | 11,500,000  | -           | 2,230,000   | -           | -          | 9,270,000  |            |
|       |           | 舗装道維持補修費          | 559,151,000 | 20,700,000  | -           | 2,380,000   | 10,800,000  | -          | 7,520,000  |            |
|       |           | 橋りょう維持補修費         | 102,723,000 | 42,700,000  | -           | 23,309,000  | -           | -          | 19,391,000 |            |
|       |           | 道路新設改良事業費         | 688,200,000 | 302,000,000 | -           | 103,649,000 | 180,200,000 | -          | 18,151,000 |            |
|       |           | 側溝新設改良事業費         | 163,000,000 | 53,000,000  | -           | 8,000,000   | 33,800,000  | -          | 11,200,000 |            |
|       |           | 狭あい道路及び後退敷地整備事業費  | 390,000,000 | 180,700,000 | -           | 88,594,000  | 81,900,000  | -          | 10,206,000 |            |
|       |           | 認定外道路整備事業費        | 27,000,000  | 1,400,000   | -           | -           | -           | -          | 1,400,000  |            |
|       |           | 道路新設改良事業費(内原地区)   | 346,200,000 | 274,800,000 | -           | 142,125,000 | 109,500,000 | -          | 23,175,000 |            |
|       |           | 交通安全施設整備事業費       | 242,000,000 | 50,300,000  | -           | 21,744,000  | 16,500,000  | -          | 12,056,000 |            |
|       |           | 交通安全施設整備事業費(内原地区) | 4,500,000   | 2,200,000   | -           | -           | -           | -          | 2,200,000  |            |
|       |           | 橋りょう新設改良事業費       | 130,000,000 | 130,000,000 | -           | 68,750,000  | 50,600,000  | -          | 10,650,000 |            |
|       |           | 3 河川費             |             | 排水路整備事業費    | 381,500,000 | 52,000,000  | -           | 33,200,000 | -          | 18,800,000 |
|       |           | 4 都市計画費           |             | 河川改良事業費     | 50,000,000  | 25,000,000  | -           | 25,000,000 | -          | -          |
|       |           | 市街地整備推進事業費        | 160,300,000 | 120,000,000 | -           | 47,234,000  | -           | 8,666,000  |            |            |
|       |           | 泉町周辺地区整備事業費       | 350,480,000 | 92,800,000  | -           | 67,795,000  | -           | 25,005,000 |            |            |
|       |           | 内原駅周辺地区整備事業費      | 617,600,000 | 3,800,000   | -           | 1,536,000   | 1,200,000   | 1,064,000  |            |            |

(単位 円)

| 款      | 項       | 事業名                  | 金額            | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |             |      |            |
|--------|---------|----------------------|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------|------------|
|        |         |                      |               |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入         |             | 特定財源 |            |
|        |         |                      |               |             |             | 国県支出金       | 地方債         | その他  | 一般財源       |
|        |         | 国補街路整備事業費            | 630,000,000   | 252,700,000 | -           | 137,269,000 | 112,300,000 | -    | 3,131,000  |
|        |         | 単市街路整備事業費            | 68,200,000    | 28,700,000  | -           | -           | -           | -    | 28,700,000 |
|        |         | 都市下水道整備事業費           | 385,200,000   | 90,000,000  | -           | -           | 64,600,000  | -    | 25,400,000 |
|        |         | 公園等管理経費              | 758,116,000   | 13,400,000  | -           | -           | -           | -    | 13,400,000 |
|        |         | 国補公園建設事業費            | 375,400,000   | 197,700,000 | -           | 90,198,000  | 96,800,000  | -    | 10,702,000 |
|        |         | 単市公園建設事業費            | 43,500,000    | 7,900,000   | -           | -           | -           | -    | 7,900,000  |
|        |         | 千波湖浄化経費              | 63,228,000    | 17,800,000  | -           | 9,686,000   | 3,600,000   | -    | 4,514,000  |
|        | 5 住宅費   | 住宅整備事業費              | 381,700,000   | 213,770,000 | -           | 81,953,000  | 110,300,000 | -    | 21,517,000 |
| 9 消防費  | 1 消防費   | 消防機力整備事業費            | 202,000,000   | 129,800,000 | -           | 52,396,000  | 69,600,000  | -    | 7,804,000  |
| 10 教育費 | 2 小学校費  | 小学校給食管理経費            | 1,326,143,000 | 152,000,000 | -           | 137,000,000 | -           | -    | 15,000,000 |
|        |         | 小学校施設整備事業費           | 480,300,000   | 285,700,000 | -           | 34,760,000  | 223,200,000 | -    | 27,740,000 |
|        |         | 見川小学校校舎改築事業費         | 201,000,000   | 156,200,000 | -           | -           | 140,400,000 | -    | 15,800,000 |
|        |         | 石川小学校長寿命化改良事業費       | 761,200,000   | 36,900,000  | -           | -           | 33,200,000  | -    | 3,700,000  |
|        |         | 極が丘小学校屋内運動場長寿命化改良事業費 | 187,000,000   | 187,000,000 | -           | 52,665,000  | 134,300,000 | -    | 35,000     |
|        | 3 中学校費  | 中学校施設整備事業費           | 123,500,000   | 19,300,000  | -           | -           | -           | -    | 19,300,000 |
|        | 4 幼稚園費  | 幼稚園運営経費              | 61,822,000    | 5,250,000   | -           | 5,250,000   | -           | -    | -          |
|        | 5 社会教育費 | 大串貝塚ふれあい公園運営経費       | 43,527,000    | 10,000,000  | -           | -           | -           | -    | 10,000,000 |

(単位 円)

| 款 | 項       | 事業名           | 金額             | 翌年度繰越額        | 左の財源内訳      |               |               |      |             |
|---|---------|---------------|----------------|---------------|-------------|---------------|---------------|------|-------------|
|   |         |               |                |               | 既収入<br>特定財源 | 未収入           |               | 特定財源 |             |
|   |         |               |                |               |             | 国県支出金         | 地方債           | その他  | 一般財源        |
|   | 6 保健体育費 | 体育施設整備事業費     | 217,600,000    | 38,300,000    | -           | -             | 32,000,000    | -    | 6,300,000   |
|   |         | 学校給食共同調理場運営経費 | 956,100,000    | 92,000,000    | -           | 82,000,000    | -             | -    | 10,000,000  |
|   |         | 計             | 37,807,656,000 | 4,523,838,900 | -           | 2,171,538,000 | 1,693,900,000 | -    | 658,400,900 |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖



令和4年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により，令和4年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算について，次のように報告する。

令和4年度水戸市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位 円)

| 款     | 項         | 事業名         | 支出負担<br>行為額 | 左の内容        |             | 支出負担<br>為額  | 翌年度<br>繰越額  | 左の財源内訳      |             |            |      | 説明         |                       |
|-------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|------|------------|-----------------------|
|       |           |             |             | 支出済額        | 支出<br>未済額   |             |             | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>特定財源 |            | 一般財源 |            |                       |
|       |           |             |             |             |             |             |             |             | 国県支出金       | 地方債        |      |            | その他                   |
| 8 土木費 | 2 道路橋りょう費 | 道路新設改良事業費   | 105,160,000 | 42,000,000  | 63,160,000  | 25,840,000  | 89,000,000  | 34,900,000  | 42,764,000  | -          | -    | 11,336,000 | 建設工事に<br>日時を要し<br>たため |
|       |           | 都市計画推進経費    | 173,800,000 | 69,500,000  | 104,300,000 | -           | 104,300,000 | 63,900,000  | 33,370,000  | -          | -    | 7,030,000  | 建設工事に<br>日時を要し<br>たため |
|       | 国補街路整備事業費 | 329,336,218 | 137,600,000 | 191,736,218 | 26,263,782  | 218,000,000 | 41,700,000  | 116,820,000 | 53,800,000  | -          | -    | 5,680,000  | 建設工事に<br>日時を要し<br>たため |
|       | 単市街路整備事業費 | 847,000     | 300,000     | 547,000     | 12,453,000  | 13,000,000  | -           | -           | -           | -          | -    | 13,000,000 | 建設工事に<br>日時を要し<br>たため |
| 計     |           |             | 609,143,218 | 249,400,000 | 359,743,218 | 64,556,782  | 424,300,000 | 140,500,000 | 192,954,000 | 53,800,000 | -    | 37,046,000 |                       |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款       | 項       | 事業名     | 金額          | 翌年度繰越額     | 左の財源内       |              |            | 記 |
|---------|---------|---------|-------------|------------|-------------|--------------|------------|---|
|         |         |         |             |            | 既収入<br>特定財源 | 未収入<br>国県支出金 | 特定財<br>地方債 |   |
| 1 卸売市場費 | 1 卸売市場費 | 施設整備事業費 | 485,000,000 | 66,500,000 | -           | 46,800,000   | -          | - |
|         | 計       |         | 485,000,000 | 66,500,000 | -           | 46,800,000   | -          | - |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和4年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市駐車場事業会計継続費繰越計算書

(単位 円)

| 款      | 項      | 事業名          | 継続費の総額        | 令和4年度継続費予算現額 |             | 支出済額及び支出見込額 | 残額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳 |       |             |     |
|--------|--------|--------------|---------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|-------|-------------|-----|
|        |        |              |               | 予算計上額        | 前年度繰越額      |             |             |             | 繰越金    | 特 定 財 | 源           |     |
| 1 駐車場費 | 1 駐車場費 | 五軒町立体駐車場整備事業 | 1,257,000,000 | 685,000,000  | 125,500,000 | 695,184,000 | 115,316,000 | 115,316,000 | 繰越金    | 国県支出金 | 地方債         | その他 |
|        | 計      |              | 1,257,000,000 | 685,000,000  | 125,500,000 | 695,184,000 | 115,316,000 | 115,316,000 | 16,000 | -     | 115,300,000 | -   |
|        |        |              |               |              |             |             |             |             | 16,000 | -     | 115,300,000 | -   |
|        |        |              |               |              |             |             |             |             | 16,000 | -     | 115,300,000 | -   |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市駐車場事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度水戸市駐車場事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市駐車場事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款      | 項      | 事業名           | 金額         | 翌年度繰越額     | 左の財源内訳  |      |            |      |     |     |
|--------|--------|---------------|------------|------------|---------|------|------------|------|-----|-----|
|        |        |               |            |            | 既収入特定財源 | 未収入金 | 国県支出金      | 特定財源 | 地方債 | その他 |
| 1 駐車場費 | 1 駐車場費 | 赤塚駅北口駐車場整備事業費 | 50,000,000 | 24,500,000 | -       | -    | 24,500,000 | -    | -   | -   |
|        |        | 計             | 50,000,000 | 24,500,000 | -       | -    | 24,500,000 | -    | -   | -   |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

| 款               | 項               | 事業名           | 金額          | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳  |              |      |     |     |
|-----------------|-----------------|---------------|-------------|-------------|---------|--------------|------|-----|-----|
|                 |                 |               |             |             | 既収入特定財源 | 未収入<br>国県支出金 | 特定財債 | 地方債 | その他 |
| 1 東前第二土地区画整理事業費 | 1 東前第二土地区画整理事業費 | 東前第二土地区画整理事業費 | 238,000,000 | 105,000,000 | -       | -            | -    | -   | -   |
|                 | 計               |               | 238,000,000 | 105,000,000 | -       | -            | -    | -   | -   |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和4年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算書

| 款       | 項       | 事業名              | 継続費額の総額       | 令和4年度継続費予算現額 |    |             | 支払義務発生<br>発（見込）額 | 残額          | 翌年度通過継続額    | 翌年度通過継続額に係る財源内訳 |     | 翌年度通過継続額を要するたな卸資産の購入限度 |
|---------|---------|------------------|---------------|--------------|----|-------------|------------------|-------------|-------------|-----------------|-----|------------------------|
|         |         |                  |               | 予計上額         | 算額 | 前年度通過継続額    |                  |             |             | 計               | 企業債 |                        |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 開江浄水場薬品注入施設取替工事  | 660,000,000   | 231,000,000  | -  | 231,000,000 | 92,000,000       | 139,000,000 | 115,900,000 | 23,100,000      | -   |                        |
|         |         | 碓氷川浄水場薬品注入設備設置工事 | 341,000,000   | 170,500,000  | -  | 170,500,000 | 68,200,000       | 102,300,000 | 85,300,000  | 17,000,000      | -   |                        |
| 計       |         |                  | 1,001,000,000 | 401,500,000  | -  | 401,500,000 | 160,200,000      | 241,300,000 | 201,200,000 | 40,100,000      | -   |                        |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款       | 項       | 事業名   | 予算額           | 支払義務発生額       | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳     |           |              | 不用額        | 翌年度繰越額に係る繰越に要する資産の限度 | 説明                |
|---------|---------|-------|---------------|---------------|-------------|------------|-----------|--------------|------------|----------------------|-------------------|
|         |         |       |               |               |             | 企業債        | 工事負担金     | 当年度分損益勘定留保資金 |            |                      |                   |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 整備事業費 | 872,243,031   | 751,768,015   | 119,719,316 | 70,100,000 | -         | 49,619,316   | 755,700    | -                    | 関係機関との協議に日時を要したため |
|         |         | 負担事業費 | 151,333,600   | 127,755,900   | 23,577,700  | -          | 1,088,499 | 22,489,201   | -          | -                    | 関係機関との協議に日時を要したため |
|         |         | 改良事業費 | 1,172,545,000 | 941,119,000   | 210,625,000 | 22,600,000 | -         | 188,025,000  | 20,801,000 | -                    | -                 |
|         |         | 計     | 2,196,121,631 | 1,820,642,915 | 353,922,016 | 92,700,000 | 1,088,499 | 260,133,517  | 21,556,700 | -                    |                   |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により、令和4年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算書

| 款       | 項       | 事業名                 | 継続費額の総額       | 令和4年度継続費予算現額 |        |             | 支払義務発生額（見込）額 | 残額          | 翌年度繰越額      | 翌年度繰越額に係る財源内訳 |        |           | 翌年度繰越継続額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 |
|---------|---------|---------------------|---------------|--------------|--------|-------------|--------------|-------------|-------------|---------------|--------|-----------|------------------------------|
|         |         |                     |               | 予算額          | 前年度繰越額 | 計           |              |             |             | 企業債           | 国庫補助金  | 当年度分損留保資金 |                              |
| 1 資本的支出 | 1 建設改良費 | 水戸市浄化センター汚泥脱水機等改築事業 | 1,898,000,000 | 949,000,000  | -      | 949,000,000 | 272,400,000  | 676,600,000 | 451,800,000 | 224,730,000   | 70,000 | -         |                              |
|         | 計       |                     | 1,898,000,000 | 949,000,000  | -      | 949,000,000 | 272,400,000  | 676,600,000 | 451,800,000 | 224,730,000   | 70,000 | -         |                              |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖



令和4年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和4年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款      | 項      | 事業名      | 予算額           | 支払義務発生額       | 翌年度繰越額      | 左の財源内訳      |             |              | 不用額         | 翌年度繰越額に係る繰越資産の限度 | 説明                |
|--------|--------|----------|---------------|---------------|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|------------------|-------------------|
|        |        |          |               |               |             | 企業債         | 国補助金        | 当年度分損益勘定留保資金 |             |                  |                   |
| 1資本的支出 | 1建設改良費 | 管渠建設改良費  | 2,420,218,242 | 1,685,999,810 | 587,700,000 | 416,000,000 | 101,311,900 | 70,388,100   | 146,518,432 | -                | 関係機関との協議に日時を要したため |
|        |        | 処理場建設改良費 | 149,840,000   | 30,484,080    | 80,144,000  | 47,800,000  | 17,860,100  | 14,483,900   | 39,211,920  | -                | 関係機関との協議に日時を要したため |
|        |        | 流域下水道建設費 | 57,864,000    | 11,961,000    | 27,611,000  | 25,400,000  | -           | 2,211,000    | 18,292,000  | -                | 関係機関との協議に日時を要したため |
| 計      |        |          | 2,627,922,242 | 1,728,444,890 | 695,455,000 | 489,200,000 | 119,172,000 | 87,083,000   | 204,022,352 | -                |                   |

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

| 款            | 項      | 事業名  | 予<br>算<br>計<br>上<br>額 | 支<br>払<br>義<br>務<br>発<br>生<br>額 | 翌<br>年<br>度<br>繰<br>越<br>額 | 左の財源内訳                          |  | 不<br>用<br>額 | 翌年度繰越額<br>に係る繰越<br>資産の購入<br>限度額 | 明<br>説              |
|--------------|--------|------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|--|-------------|---------------------------------|---------------------|
|              |        |      |                       |                                 |                            | 翌<br>年<br>度<br>営<br>業<br>収<br>益 | 当<br>年<br>度<br>分<br>損<br>益<br>勘<br>定<br>留<br>保<br>資<br>金 |             |                                 |                     |
| 1 下水道事<br>業費 | 1 営業費用 | 処理場費 | 21,010,000            | -                               | 21,010,000                 | 21,010,000                      | 21,010,000   | -           | -                               | 資機材の調達に日時を<br>要したため |
|              | 計      |      | 21,010,000            | -                               | 21,010,000                 | 21,010,000                      | 21,010,000   | -           | -                               |                     |

| 款           | 項           | 事業名          | 予<br>算<br>計<br>上<br>額 | 支<br>払<br>義<br>務<br>発<br>生<br>額 | 翌<br>年<br>度<br>繰<br>越<br>額 | 左の財源内訳      |                  |  | 不<br>用<br>額 | 翌年度繰越額<br>に係る繰越<br>資産の購入<br>限度額 | 明<br>説              |
|-------------|-------------|--------------|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|-------------|------------------|--|-------------|---------------------------------|---------------------|
|             |             |              |                       |                                 |                            | 企<br>業<br>債 | 国<br>補<br>助<br>金 | 当<br>年<br>度<br>分<br>損<br>益<br>勘<br>定<br>留<br>保<br>資<br>金 |             |                                 |                     |
| 1 資本的支<br>出 | 1 建設改良<br>費 | 流域下水道建<br>設費 | 22,622,000            | 19,384,000                      | 3,238,000                  | 3,200,000   | -                | 38,000   | -           | -                               | 資機材の調達に日時を<br>要したため |
|             | 計           |              | 22,622,000            | 19,384,000                      | 3,238,000                  | 3,200,000   | -                | 38,000   | -           | -                               |                     |

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第44号

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和5年度事業計画及び  
予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ  
振興協会の令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第45号

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和5年度事業計画及び予算  
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第46号

一般財団法人水戸市農業公社の令和5年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第47号

一般財団法人水戸市公園協会の令和5年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第48号

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和5年度事業計画及び予算  
に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第49号

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和5年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖

報告第50号

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和5年度事業計画及び  
予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和5年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和5年6月6日提出

水戸市長 高橋 靖